

秦野市国民健康保険条例の一部を改正することについて

秦野市国民健康保険条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和5年2月22日提出

秦野市長 高橋昌和

提案理由

健康保険法施行令の一部改正に伴い、子育て世帯の出産に係る経済的負担の軽減を図ることを目的として、本市の国民健康保険事業における出産育児一時金の支給額を引き上げるため、改正するものであります。

秦野市国民健康保険条例の一部を改正する条例

秦野市国民健康保険条例（昭和34年秦野市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「420,000円」を「500,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前における被保険者の出産に係る出産育児一時金は、なお従前の例による。

議案第12号 秦野市国民健康保険条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧
<p>(出産育児一時金)</p> <p>第6条 被保険者が出産したときは、その被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>500,000円</u>を支給する。</p> <p>2 (略)</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この条例の施行の日における被保険者の出産に係る出産育児一時金は、なお従前の例による。</p>	<p>(出産育児一時金)</p> <p>第6条 被保険者が出産したときは、その被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>420,000円</u>を支給する。</p> <p>2 (略)</p>

秦野市国民健康保険条例の一部を改正することについて

1 背景

国民健康保険の被保険者が出産した際に、出産に係る経済的負担を軽減するため、出産児 1 名ごとに 4 2 万円を支給していますが、令和 3 年度の全国の出産費用は、平均 4 7 万 3, 3 1 5 円で、増加傾向で推移しており、平成 2 4 年度比で 1 4 パーセント増加している状況となっています。

そのため、出産に係る経済的負担の更なる軽減を図ることを目的として、健康保険法施行令が一部改正され、出産育児一時金の引上げがなされました。

2 出産育児一時金の額

5 0 0, 0 0 0 円 (現行 4 2 0, 0 0 0 円)

3 出産育児一時金額の経過

平成 6 年 3 0 0, 0 0 0 円

平成 1 8 年 3 5 0, 0 0 0 円

平成 2 0 年 3 8 0, 0 0 0 円

平成 2 1 年 4 2 0, 0 0 0 円

4 本市の出産育児一時金の給付件数の経過

平成 2 4 年度	2 0 4 件	平成 2 9 年度	1 1 5 件
平成 2 5 年度	1 9 3 件	平成 3 0 年度	1 1 2 件
平成 2 6 年度	1 7 2 件	令和 元 年度	9 2 件
平成 2 7 年度	1 6 3 件	令和 2 年度	7 1 件
平成 2 8 年度	1 5 9 件	令和 3 年度	9 4 件

5 施行日

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行します。なお、同日前における被保険者の出産に係る出産育児一時金は、なお従前の例によります。